

重要事項確認書

1. 解約及び払い戻し

- ・解約による料金の払い戻しは、申込みの日から1年以内とさせていただきます。
ただし、いかなる場合も入所金・諸費用及び既に実施した教習料金の払い戻しは致しません。
- ・各種教習に関する期限を超過した場合の解約も上記と同様となります。
- ・申込みの日から1年間教習を開始しない場合は、自動的に解約処理となります。
この場合、料金の払い戻しは致しません。

2. 転出

- ・他の教習所へ転入される場合の精算は1と同様とします。
- ・他の教習所へ転入される際の費用はお客様負担となります。

3. 教習に関する各種期限

- ・教習には次の期限があります。期限を超過した場合は受講済みの教習等が無効になります。
 - ① 教習期限・・・教習開始から9カ月（限定解除は3カ月）
 - ② 検定期限・・・教習の第2段階を修了してから3カ月
 - ③ 仮免期限・・・仮免試験に合格した日から6カ月

4. 教習の進度

- ・技能教習の進度は個人差により異なります。既定の教習時限を超えた場合や、技能検定・仮免学科試験に不合格になった場合は別途追加料金が発生します。
- ・技能教習の超過や試験等の不合格による進度の遅延を短縮することはできません。
- ・技能教習の超過や試験等の不合格により各種期限を超過した場合であっても、その期限を延長することはできません。

5. 教習車種の変更・移行

- ・教習を開始した後に車種を変更するとき（MT車からAT車に移行など）は、事務手数料として3,300円を頂きます。
- ・教習開始後の以下の車種変更はできません。
 - ① AT車からMT車に変更
 - ② 小型二輪から普通二輪に変更
 - ③ 普通二輪から大型二輪に変更

6. 卒業希望日

- ・教習を修了し、卒業するまでに要する期間は入所時期、教習受講可能日、上記4「教習の進度」等により前後いたします。
- ・お申込みされた教習プラン等でスケジュールをお取りさせていただくコースがありますが、希望期間内に卒業できることを保証するものではありません。

7. キャンセル料

・教習中は以下のキャンセル料が発生します。

- ① 技能教習の当日朝7時以降のキャンセル → 1回 1,100円
- ② 技能検定の無断欠席 → 1回 2,200円

8. 消費税率変更に伴う、教習料金等に関する課税

・消費税率変更以前にお支払い頂いた教習等料金には、増税分が見込まれておりません。

その為、新税率後に学科・技能・検定等を受けた場合は、差額消費税分を追加で申し受けます。

なお、増税による差額分は卒業時に請求させていただきます。

9. 個人情報の取り扱い

・ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、日常の教習業務に利用するほか、教習事業に関連するアフターサービス・アンケート・宣伝及び各種イベント・交通安全講習会等に関する情報のお知らせを目的として利用し、その他の目的には使用いたしません。

10. 免責事項

・以下の事由により被害を受けた場合、当教習所は責任を負えません。

- ① 天災地変（天候異変・地震等）、官公庁命令、その他当教習所の管理できない事由による教習及び試験等の中止
- ② 教習車両や資器材の故障、その他やむを得ない事由によるキャンセル
- ③ 教習中の事故による損害（教習所が加入する損害保険の補償範囲を超える損害）
- ④ 盗難、疫病
- ⑤ 教習所内での自由行動中の事故、教習生間のトラブル
- ⑥ その他教習所の責に帰さざる事由による損害

太田自動車教習所

住所：群馬県太田市由良町1193

TEL：0276-31-6284

メールアドレス：info@otads.co.jp